令和5年度

三次市立甲奴中学校区

生徒指導規程

第1章 総則

この規程は、三次市立甲奴中学校区で学校 教育を受ける児童生徒の人格の完成を目指 すとともに、保護者、教職員が協力して次代 を担う児童生徒の健やかな成長を図るため に定めるものとする。この規程は、義務教育 9年間の見通しを持った指導について、全市 的な共通認識、共通実践を図るためのもので ある。

※三次市のグランドデザイン 「みよし結芽人~幸輝心~」

- ○自分自身が芽のように伸び,自分の夢や思いを結び,達成させる。
- ○学び続けるための「好奇心」を持ちつつ, 自他の幸せに向かって成長し続ける。

<甲奴中学校校区のめざす子供像> 「ふるさと甲奴を誇りに思い,主体的に学ぶ 子供」

【甲奴中学校の場合】

※学校教育目標

「高き志をもち、主体的に学び、高め合う 生徒の育成」

<めざす生徒像>

- 《知》夢や志をもち、主体的に学び、考え、 表現する生徒
- 《徳》人権感覚を磨き,豊かな感性と行動力 のある生徒
- 《体》進んで心身を鍛え、ねばり強く最後まで取り組む生徒

【小童小学校の場合】

※学校教育目標

『ふるさとを誇りに思い, 自らの未来を切り 拓いていく小童っ子の育成

「やる気」「根気」「元気」 』

<めざす児童像>

- 進んで学ぶ子
- かかわりあう子
- チャレンジする子

【甲奴小学校の場合】

※学校教育目標

『文武両道』

すすんで きたえ みがき のびる 「社会の変化に対応できる心豊かでたく ましい子供の育成」

<めざす児童像>

- ・ 自分が好き…夢(目標とする姿)を持ち、自ら進んで最後まで ねばり強くやりぬく子
- 友だちが好き…友だちのよさを見つけ、自ら進んで一緒に働き・遊び・学ぶ子
- 甲奴が好き…身の回りに目を向け、甲 奴のよさを見つけ、自ら 進んで表現できる子

(目的)

第1条 この規程は、三次市立甲奴中学校 (校区)の各学校の教育目標を達成するため のものである。児童生徒の人格の完成をめざして、自主的・自律的に充実した学校生活を 送らせるという観点から必要な事項を定めるものである。

第2章 指導内容について

1 学校生活に関すること

	チャールに関すること					
	—————————————————————————————————————					
	第2条 登下校については、次のことを指導する。社会の一員として、交通安全ルールを守り、登下校をする。また、自転車通学違反につ					
	いては、特別な指導をする。					
	甲奴中学校	小童小学校	甲奴小学校			
	① 徒歩通学は、歩道でのマナーを守り通学	全学期を通じて,集団登下校を行う。登下校	①通学班での登校を原則とする。集合時刻,			
	路を通る。	は原則徒歩とする。	歩道でのマナーを守り通学路を通る。			
登	②自転車通学は、各学校の自転車通学ルール		②スクールバス内では、シートベルトを着用			
下校	に従い安全に留意して通学路を通る。安全		する。			
	確保の面から、ヘルメットは、記名の上、					
	着用することとし、交通安全教室を自転車					
	通学者に対して行い、自転車通学許可シー					
	ルの発行を行う。ヘルメット未着用,2人					
	乗り,改造自転車,並進,自転車通学許可					
	違反については,特別な指導をする。					
登校	共通					
•	第3条 登校・遅刻・欠席・早退・外出については、次のことを指導し、望ましい生活習慣づくりをするために、登下校等に関する規程を					
遅刻・	定める。					
出欠席	(1)欠席の場合,8時15分(8時20分)までに,保護者が欠席の理由を学校に連絡する。					
席	(2)遅刻の場合、8時15分(8時20分)までに、保護者が遅刻の理由を学校に連絡する。また、遅刻して登校した場合は、職員室に					
早退	報告して、授業場所に行く。					
•	(3)早退の場合,必要に応じて、保護者が早退の理由、時間、早退時の下校方法(送迎する人や下校手段等)を予め学校に連絡する。					
外出	(4)外出の場合,原則,登校したら,校外には出ない。特別な理由がある場合は職員室に連絡して許可を得る。					

	甲奴中学校	小童小学校	甲奴小学校	
	①登校時刻は、8時20分とし、教室に入り着席し朝	①登校時刻は,8時15分とする。	①登校時刻は、8時20分とし、教室に	
	読書を始める。		着席する。	
	第4条 頭髪については、次のことを指導する。			
	学習活動や運動等の教育活動の妨げとならない清潔かつ自然な髪形や,長さとする。			
頭				
髪	(1)髪形			
☆	①染色・整髪料・パーマ・アシンメトリー(左右非対称)の髪型やツーブロック、ソフトモヒカン等の髪形については禁止する。			
(全校共通)	②特別な事情がある場合は、事前に本人、保護者が学校に相談することとする。			
通	③学習活動や部活動、給食配膳等に支障がないように、前髪は目にかからない長さとし、肩より長い場合は結ぶこととする。			
④ ④髪留めやゴムは、安全で飾りのついていないものにする。				
化粧	第5条 化粧・装飾・装身具・不要物については、次のことを禁止する。			
菱飾	(1)口紅(色付きリップクリームを含む)マスカラ等の化粧類			
装	(2)マニキュア等の爪や皮膚への装飾			
・装身具・	(3)ピアス,指輪,ネックレス,ブレスレット,サンク	接身 具		
(4)眉毛のそり落とし、眉毛の加工				
全	※違反があった場合、特別な指導を行う。			
(全校共通)	(5)携帯電話や情報通信機器,デジタルカメラ,ゲーム類,マンガ,化粧品,装飾品持ち込み			
	(6)カッターナイフ、彫刻刀等、危険な刃物の持ち込み	k		
	(7)学校での学習活動に必要でないものの持参			
	※違反があった場合は、学校預かりを行い特別な指導	を行う。		
もる		共 通		

第6条 制服等,身なりについては,次のことを指導する。

校内外の学習活動及び登下校時(休業日を含む)は、学校が定める制服(服装)を正しく着用する。自由服の小学校は、各学校の服装の規程に準ずる。中学校では、平日の部活動後は体操服で下校してもよい。また、休日の部活動へは体操服または部活動で使用するもので登下校してもよい。※違反があった場合は、特別な指導を行う。

	/ C もよ V 。			
	甲奴中学校	小童小学校	甲奴小学校	
(1)制服	【男子】	①上着・長ズボン・半ズボン・スカート	①服装は自由服とし、華美にならない	
	(冬用)	共に、学校指定の服とする。	ようにする。	
	①黒のつめえり学生服・黒の学生ズボンとする。	②シャツは、白のカッターシャツ・ポ	②儀式的行事の時は、儀式にふさわし	
	②学生服の下は白いカッターシャツとする。	ロシャツ・ブラウスを着用する。	い服装とする。(例えば,白の襟付き	
	(夏用)	③ソックスは、白・黒・紺を基調とし	のシャツやブラウス、黒・紺・グレ	
	①白カッターシャツとする。(第2ボタンを留め	た派手でないものとする。	ーを基調とするズボン・スカートな	
	る)	④場に応じた服装を整える。	ど)	
	②ベルトを着用し、カッターシャツはズボンの中		③令和3年度入学児童より,基準服を	
	に入れる。	◎夏季は6月1日から,冬季は10	常時着用する。基準服は、白のポロ	
	【女子】	月1日からを基準とする。	シャツ・ブラウス,濃紺の上着,ズ	
	(冬用)		ボン・スカートとする。	
	① 紺のスーツ型制服と同色のスカート, または			
	スラックスとする。		(通学帽子)	
			①黄色の通学帽子(2 種類の指定のも	
			の)を着用する。	

②制服の下は白いブラウスにえんじ色のオ	(クタ
イを着用する。	

③スカートはひざがかくれる長さとする。

(夏用)

①上着をとり、白いブラウスを着用する。

(肌着)

①男女とも色柄物の肌着は禁止とし、カッターシャツ、ブラウスから色が目立たないものとする。

(ベスト・カーディガン)

- ①冬用制服の下にベスト・カーディガンを着用 してもよい。
- ②ベスト・カーディガンの色は白・黒・紺・ベージュ・灰色など派手でなく、制服の裾からはみ出さない。また袖は手首より短いものを使用する。

(ソックス)

- ①ソックスは,白・黒・紺・グレーを基調とした 派手でないものとする。
- ②ローソックス, ルーズソックス, ハイソックス, 色柄の入っているものは禁止とする。(ワンポ イントは可能)

	(名札) 必ず着用する。忘れた場合は、職員室にて予備 の着用をする。紛失した場合は、新規注文を行 う。 ◎制服移行期間について ○冬服から夏服へ 6月1日を基準として前後2週間とする。 ○夏服から冬服へ 10月1日を基準として前後2週間とする。		
(2)靴	①通学靴 学校指定の靴を使用する。 ②体育館シューズ 男女とも規程のものを使用する。体育館以外 での使用はしないこと。 ③校舎内シューズ (スリッパ) 男女とも規程のものを使用する。体育館での 使用はしないこと。 ※1・2年生は、規程の上履きシューズとする。 紐を結び、かかとをふまない。	①通学靴 運動しやすい運動靴で華美にならないもの。(雨や雪の場合は長靴を履いてもよい。) ②上履き 学校が指定したシューズとする。	

(3) 体操	①学校指定の紺色のジャージ上下, 白半袖	①学校指定の長袖トレーニングシャ	①学校指定の長袖トレーニングシャツ・
服	シャツ,紺色ハーフパンツとする。	ツ・トレーニングタイツ・丸首半そで	トレーニングパンツ・丸首半そでシャ
	(男女同じものとする)	シャツとする。	ツとする。
		②トレーニングタイツの代わりにハー	②トレーニングタイツの代わりにハー
		フパンツを着用してもよい。	フパンツを着用してもよい。
		①季節や気温により上記体操服を組み合	うわせて着用する。
		②赤白帽子を着用する。(ゴムひもをつ	ける。)
		③体育館シューズは、シューズを併用する。	
		④体育の時間や学校が指定した活動時に着用する。	
		⑤高学年において、体操服を再購入する場合は、甲奴中学校指定のものとしてよ	
		いこととする。	

- (4)ウインドブレーカー, 防寒着等
 - ①各学校の規程に準ずる。華美でないもの。
 - ②特別な理由のない限り、室内では防寒着を着用しない。

2 生徒指導

違反を繰り返す児童生徒の場合,特別な指導 を行う。

- (1)授業や部活動
- ①自分の持ち物には、必ず記名する。
- ②時間(チャイムの合図)を守る。
- ③授業時の挨拶,返事,言葉づかいを大切に する。
- (2)休憩時間
- ①許可なく校外に出ない。
- ②特別教室や、他の教室には、勝手に入らな
- ③廊下等,校内を走らない。
- ④学校の施設や道具, 草花や樹木, 飼育動物 を大切にする。
- ⑤整理整頓をする。(靴箱, 机, ロッカー, 掃除道具入れ,掲示物等)
- ⑥グラウンド,体育館、アスレチックなどの 遊びのルールを守る。
- ⑦校内放送は静かに聞く。
- (3)保健室利用
- ①体調がすぐれない場合、保健室を利用する 第3章 校外での生活に関すること ことができる。利用時間は、1時間程度と して, 体調の回復が見込めない時は, 学校 から保護者に連絡をする。
- ②度重なる保健室の利用の場合、保護者に連 の場合は、特別な指導を行う。 絡し, 医療機関への受診をすすめる。
- ③虐待の疑われる場合は、学校より関係機関 に通告し連携して支援する。
- ※虐待:身体的,性的,ネグレクト,心理的 虐待または疑われる場合。
- ※保護者としての監護を著しく怠る等, 疑わ れる場合。
- (4)給食

衛生面に注意して給食当番等をする。

(5)掃除

掃除は、学校の環境を整える学習活動の 一つである。時間いっぱい丁寧に掃除をす る。

- (6) 教育相談
- ①学校は教育相談の窓口を設け、児童や保護 者からの相談に対応する。
- ②学校は、児童生徒、保護者から教育相談の 希望があった場合、スクールカウンセラー やこども応援センター等と連携する。
- (7) その他
- ①中学生は、忘れ物等で学校に行く場合は、 制服で登校する。
- ②卒業生や部外者の学校内への無断立入り は禁止する。用事のある場合は、職員室へ 連絡する。学校の敷地内に入り、指導した にも関わらず、校外に移動しない場合、関 係機関と連携する。
- ③学校内の施設設備, 備品等を破損した場 合や発見した時は、職員室に届け出る。 場合によっては、関係機関と連携する。
- ④ケガや体調不良で、保護者に送迎をしても らう場合は、学校の正門前や地域住民の迷 惑になる場所で乗降車しない。

(校区外の生活)

本章の指導は、学校・家庭・関係機関が連携 をとり指導する。指導を繰り返す児童生徒

- 第7条 校区外の生活については次のことを 指導する。
- (1)児童だけでの校区外への外出はしない。 校区外の在住の児童宅に遊びにいく場合は, 双方の保護者がそのことを認知し, 各家庭に おいて十分な安全指導等を行うものとする。
- (2) 生徒だけでの市外への外出はしない。
- (3) 児童生徒だけでの娯楽施設への入店(カラ オケボックス,ゲームセンター,インターネ ットカフェ,ボーリング場,マンガ喫茶,ビ デオ取扱店,映画館,大型店舗内のゲームコ ーナー,レンタルビデオ取扱店等)は禁止す

る。

- (4) 児童生徒だけでの外泊や夜間徘徊禁止
- ①保護者は、夜間(午後11時から翌日午前4 発達段階や常習性も配慮し指導を行う。 時までの時間) (午後8時から翌日午前6時 までの時間) 児童生徒を外出させないように
- ②保護者は、広島県青少年健全育成条例により、 娯楽施設の利用にあたっては,同伴の場合で あっても、夜間の利用はしないようにする。
- ③休日に友達の家に遊びに行く場合は、原則と して午後からとし、午後6時までには帰宅す る。(11月~2月は午後5時帰宅)
- (5)情報通信機器
- ①本市は、学校への携帯電話の持込を原則禁止 している。携帯電話等の情報通信機器につい ては、家庭でのルールづくり、夜間の携帯電 話の保管場所、情報通信機器(パソコン・ゲ ーム機等)のフィルタリングに努める。
- (6)酒・たばこ類等の購入
- ①保護者は、酒、たばこ類を児童生徒に購入さ せないようにする。
- (7) 危険個所への立入り
- ①保護者は,立入り禁止箇所や廃屋,池等危険 が予想される場所に児童生徒が立入らせな いようにする。
- (8) 交通違反
- ①道路交通法に違反させないようにする。
- ②自転車を利用する際には、ヘルメットを着用 させる。

第4章 特別な指導に関すること (特別な指導)

「社会で許されないことは、学校においても 許されない。」ことであり、児童生徒が起こし た問題行動を反省させ、事後よりよい学校生活 を送るために自己を振り返り, 適切な行動がで きるよう指導する。

(問題行動への特別な指導)

第8条 問題行動への特別な指導として,問題

行動を起こした児童生徒には、教育上、必要と 認められる場合は、特別な指導を行う。但し、

- (1) 法令・法規に違反する行為
- ①いじめ
- ②窃盗・万引き・占有物離脱横領
- ③喫煙・飲酒
- ④暴力・威圧・強要行為
- ⑤公共建造物·備品等器物損壞
- ⑥交通違反
- ⑦性に関するもの
- ⑧薬物等乱用
- ⑨刃物等所持
- ⑩その他の法令・法規に違反する行為
- (2) 学校の規則等に違反する行為
- ①暴力行為(対教師・生徒間・対人・器物損 壊)※相手に外傷等がなくても有形力の行 使が暴力行為となる場合もある。(体当た りや腕で突く等)
- ②喫煙・飲酒及び準備行為(購入・所持・行 為同一場所滯在)
- ③登校後の無断外出,無断早退
- ④指導に従わない(指導無視・暴言・授業工 スケープ・授業中の無断立ち歩き・授業妨 害行為等)
- ⑤携帯電話の持込み(許可申請を除く)
- ⑥学習等に必要のない不要物持込み
- ⑦不正行為 (テスト等のカンニング等)
- ⑧家出及び深夜徘徊
- ⑨金品強要
- ⑩無免許運転及び同乗
- ①無断アルバイト
- 迎暴走族等,関係団体への加入及び参加
- ③不健全娯楽や不純異性交游
- ④情報機器等を介した誹謗中傷の書き込み
- (B)その他、学校が教育上指導を必要とすると 判断した行為。

(反省指導等)

第9条 特別な指導のうち、反省指導等は、次 かについて考える。同じ問題行動を繰り返さず の通りとする。但し、発達段階や常習性も配慮に、事後よりよい学校生活を送り、人格の形成 し指導を行う。

- (1)説諭による指導
- ①口頭による説諭指導(短時間での指導)
- (2)学校反省指導
- ①別室による反省指導

 $(1 \sim 2$ 時間 \rightarrow 半日 $\rightarrow 1$ 日 $\rightarrow 3$ 日 $\rightarrow 5$ 日)

②授業観察による反省指導

 $(1 \exists \rightarrow 3 \exists \rightarrow 5 \exists)$

③奉仕作業による反省指導

 $(1 \exists \rightarrow 3 \exists \rightarrow 5 \exists)$

- ④教育相談と反省指導を複合した指導 (スクールカウンセラー・こども応援センタ
- ⑤保護者来校による授業観察指導 (半日 \rightarrow 1日 \rightarrow 3日 \rightarrow 5日)
- ⑥学校と保護者による協議

(反省指導の実施)

第10条 反省指導の実施については、原則、 学校反省とする。

- 行う「授業反省指導」の2段階がある。
- で受験する。
- 公式大会への参加は、別途協議する。

(反省指導の期間)

第11条 反省指導の期間については、別室反 省指導の期間は、概ね1時間から5日とし、授 業反省指導の期間は、概ね1日から10日とす る。ただし、発達段階や問題行動の程度、繰り 返し等により指導期間を変更することがある。

(特別な指導を実施するにあたって)

第12条 特別な指導は、児童生徒が自ら起こ した問題行動に気づき,振り返る時間を通して,

その時の適切な行動は、どうすればよかったの を行うためのものである。この観点から、実施 にあたっては、次の事項について明確にする。

- (1)特別な指導は、学校体制として取組み、事 実の確認, 反省(振り返り), 再発防止のた めの具体的な約束や展望を持たせる。
- (2)特別な指導を行うに当たっては、十分な事 実確認を行い、指導記録を残す。
- (3) 特別な指導のねらいや期間, 指導計画を明 確にし、児童生徒・保護者・教職員で確認す る。
- (4)法令・法規に違反する行為、いじめ、暴力 行為, その他, 児童生徒で, 指導を繰り返す 場合は,関係機関に相談し,学校と関係機関 及び保護者が連携して指導する。
- (5) 反省期間については、形式的にならないよ うにし、目的を明確にし短期間で行う。(目 安となる日数を第11条に明記)また、児童 生徒の発達の段階も考慮して効果的に行う。

(規程の周知)

(1) 反省指導は、登校させて別室で行う「別室 第13条 児童生徒を対象とする全校集会や 反省指導」と通常の学校生活(授業等)で 保護者を対象とする入学説明会,全保護者が 席する入学式, PTA総会, 学級懇談会, 地域 ①反省指導期間中にある定期テスト等は別室 懇談会等で直接説明を行う。また、ホームペー ジでの公開や,学校に来校のない保護者には, ②反省指導期間中にある学校行事や部活動の 家庭訪問や郵送等を通じて,周知の徹底を図る。

> (反省指導の内容)「事実確認表」「振り返り表」 「反省指導記録表」により指導する。